

環境に配慮したイベント活動支援要項

(目 的)

第 1 条 この要項はごみの減量と資源の有効活用を図るために、目黒区内の地域活動団体、事業所及び学校等（以下、「団体・法人等」という。）が行う環境に配慮した事業活動を支援し、もってリデュース、リユース、リサイクル等 3 R 意識の啓発を図ることを目的とする。

(活動支援の条件)

第 2 条 団体・法人等がイベントを実施するに当たり、エコステーション等、分別・回収場所を設けて、ごみの減量と資源の有効活用を図ることを条件とする。

(支援の内容)

第 3 条 支援等については、次のとおりとする。

- (1) 環境に配慮したイベントの企画・運営に関する相談・指導
- (2) エコステーション設置に必要な用品等の貸し出し

(貸出期間)

第 4 条 エコステーション等用品（以下、「イベント用品等」という。）の貸出期間は、原則として当該イベント等の開催日に前後各 5 日以内を加えた日数とする。

(貸出数)

第 5 条 イベント用品等は、在庫を限度として貸し出す。

(貸出費用)

第 6 条 イベント用品等の貸し出しは、無料とする。ただし、搬出入については、団体・法人等が行う。

(貸出手続)

第 7 条 貸出予約は、当該イベント等の開催日の 6 か月前から受け付ける。団体・法人等は、環境に配慮したイベント用品利用申込書(別記第 1 号様式)をエコライフめぐろ推進協会理事長に提出し、利用承認を受けなければならない。

(返却及び利用報告)

第 8 条 イベント用品等の貸し出しを受けたものは、使用後、借用時の状況に戻して返却し、その際、環境に配慮したイベント用品利用報告書(別記第 2 号様式)を提出しなければならない。

(適正な管理)

第 9 条 イベント用品等の貸し出しを受けたものは、適正に管理しなければならない。また、借り受けたイベント用品等を転貸すること、又は申請した利用目的以外に使用することはできない。なお、故意に紛失・破損した場合、理事長は実費相当額をもって団体・法人等に弁償させることができる。

(付 則)

この規約は、平成 28 年 10 月 1 日から実施する。

(付 則)

この規約は、令和 5 年 12 月 5 日から実施する。